

【文書名】

香川県警察警備部機動隊に関する訓令

(平成12年香川県警察本部訓令第33号)

【概要】

香川県警備実施規則(平成12年香川県公安委員会規則第21号)第51条の規定に基づき、香川県警察本部警備部機動隊の運営に関し必要な事項を定めたものである。